

文部科学大臣 様

子どもと学校の安心・安全のために 正規の学校現業職員の配置を保障してください

子どもたちの健やかな成長・発達を保障する上で、安心・安全で快適な教育環境をつくることは不可欠です。私たち学校現業職員は、そのための様々な専門的な仕事にたずさわっています。

給食調理員は、食を通じて生徒たちの成長・発達をはぐくむ仕事にたずさわっています。夜間定時制高校では育ち盛りの生徒にあたたかくておいしい給食を用意し、障害児学校では一人ひとりに適した献立を工夫しています。これは自校方式による給食調理だからできることです。

学校現業職員は、施設保全・環境緑化、安全なごみ処理など、学校教育に欠かせない仕事にたずさわっています。また、健康によくない除草剤は使わず、騒音を伴う作業は生徒が帰ってから行ない、ゴミのリサイクル運動をすすめるなど、生徒たちの学校生活に密接にかかわりながら、日々、仕事をすすめています。

ところが、学校現業職員の法的身分は、学校教育法第60条で「その他の必要な職員を置くことができる」との規程にとどめられ、教職員定数法にも定められていません。そのために、財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充・非正規化、業務の民間委託化がすすみ、「偽装請負」が横行しています。また、現業職員を事務職などへの「任用替え」のおしつけが広がっています。さらに、総務省の技能労務職（現業職員）賃金の不当な官民比較によって、全国的な賃金切り下げが誘導され、大幅賃金切り下げによる現業職員の生活破壊が深刻になっています。

こうした事態は、学校教育活動と不離一体ですすめられるべき学校現業職員の仕事を縮小し、安心・安全で快適な教育環境をつくることを困難にしています。まさに、子どもたちの健やかな成長・発達を保障する教育環境が崩されようとしています。

中央教育審議会が、1学級の生徒数や教職員定数の見直し・改善に向けて本格的に検討を始めた今、学校現業職員の位置づけも明確にすることが求められています。学校現業職員をめぐる状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、下記事項の実現を求めます。

【要 求 事 項】

1. 学校現業職員を「学校教育法」「教職員定数法」等に明記し、身分を明確にすること。
2. 子どもと学校の安心・安全のために、学校現業職員の業務を民間委託しないこと。
3. 退職不補充方針を見直し、正規職員の新規採用を行なうこと。
4. 地方交付税交付金を増やして、学校現業職員を減らさないこと。
5. 臨時・パートなど、非正規雇用の現業職員の雇用を保障し、身分・待遇を改善すること。

氏 名	住 所

取扱い団体 日本高等学校教職員組合
()

※この署名は、目的以外には使用しません。